

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 20 日

福島地方裁判所いわき支部

裁判所書記官 阿 部 重 典

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 10 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 2 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 8 年 2 月 24 日 午前 10 時 00 分 福島地方裁判所いわき支部売却場
売却決定 期日 場 所	令和 8 年 3 月 10 日 午前 10 時 00 分 福島地方裁判所いわき支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを上記公告日同日から、当庁閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 660, 000 2, 128, 000	一括	532, 000	118, 186	36, 090
1	1, 650, 000				
2	1, 010, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | いわき市常磐水野谷町千代鶴 |
| | 地 番 | 92 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 777.00 平方メートル |
| 2 | 所 在 | いわき市常磐水野谷町千代鶴 92 番地 |
| | 家屋 番号 | 92 番の 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 |
| | 床 面 積 | 191.40 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 6 年 11 月 22 日

福島地方裁判所いわき支部

裁判所書記官 阿 部 美 幸

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

【物件番号 2】

B が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地（地番 8 2 番, 8 3 番, 8 4 番, 8 5 番 1, 8 5 番 2, 1 0 2 番, 9 3 番, 9 4 番）との境界が不明確である。

【物件番号 1】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号 9 2 番の 2）の登記が存在する。

【物件番号 1, 2】

売却対象外の土地（地番 8 5 番 1）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 いわき市常磐水野谷町千代鶴
地 番 92 番
地 目 宅地
地 積 777.00 平方メートル
- 2 所 在 いわき市常磐水野谷町千代鶴 92 番地
家屋 番号 92 番の3
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 191.40 平方メートル

令和 6 年（ケ）第 26 号
令和 6 年 9 月 20 日受理
令和 6 年 11 月 7 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所いわき支部

執行官 佐 藤 武 男

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | いわき市常磐水野谷町千代鶴 |
| | 地 番 | 92 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 777.00 平方メートル |
| 2 | 所 在 | いわき市常磐水野谷町千代鶴 92 番地 |
| | 家屋 番号 | 92 番の 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 |
| | 床 面 積 | 191.40 平方メートル |

(

占有者及び占有権原 (物件2関係)		
占有範囲	☒ 全部 ☐	
占有者	☐ 債務者 ☒ B (亡Aの妻)	
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人 (☐ (占有者) ☒ C (亡A相続財産管理人)) の陳述 / ☐ 提示文書 () の要旨		
占有権原	☐ 賃貸借 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期	平成26年 3月29日	
最初の契約日	年 月 日	
契約等期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		
執行官の意見	☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C	1 被相続人Aの相続財産管理人です。 2 Aの死亡後、物件2建物には、Aと同居していた妻のBが住んでいます。Bから家賃等は受け取っていません。 3 B以外の第三者に本件土地建物を賃貸したり、無償で貸したりしていません。 4 物件1土地について、隣地との境界に争いがあるのか承知していません。また、物件1土地が袋地であり、公道に出るためには85番1土地の通路を使用することになるわけですが、同土地の使用料を支払ったことも請求されたこともありません。
■ D	1 物件1土地の隣接地である85番1土地の共有者及び84番土地の所有者であり、AとBの孫です。 2 85番1土地については、私の共有持分が約3分の2であり、他に東京などにいる3人の共有者の登記がされていますが、誰とも会ったことがなく、父からも聞いたことがなかったので、取決めなどは何もないと思います。 3 85番1土地の共有持分を相続したのは、Aが亡くなった後の平成30年ですが、それ以降、実質的に私が管理してきました。袋地である物件1土地上の物件2建物に住んでいるBは、公道に出るために85番1土地の南側通路を使用しているわけですが、これまでは、父同様、通行料などを受け取ったことも請求したこともありません。 4 物件1土地の買受人が囲繞地通行権を有することになることは理解していますが、無償で通行させるつもりはなく、相応の通行料を支払っていただくことになります。 5 公道に面している85番1及び84番の各土地を物件1土地の買受人に売却する考えは、まったくありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、公図写、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件に関して調査し、実地に見分した結果は、次のとおりである。

(1) 物件1土地について

ア 本土地の登記建物は、物件2建物及び家屋番号92番の2（居宅、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、42.38㎡、所有者A）であるところ、家屋番号92番の2の建物は、現存しない。

イ 地割れや陥没などは見られなかった。

内側に屈折している北西側境界付近に井戸がある。

ウ 登記上、本土地に隣接する83番、85番1、85番2及び102番の各土地は、第三者所有の宅地であり、84番土地は、第三者所有の畑であり、82番土地は、第三者所有の原野であり、93番及び94番の各土地は、第三者所有の山林であり、いずれの土地の現況地目も同様であるところ、各隣接地との間の境界などについては、具体的に問題が顕在化している状況は確認できなかった。

なお、南西側境界付近のパイプの埋め込みで施工された土留めは、境界を無視している可能性があり、買受人は、使用を開始するに先立ち、隣接地所有者と境界の確認をするのが相当である。

エ 本土地从公道に至るため、現在は、85番1の土地を無償で使用している。

買受人は、85番1の土地を所有する共有者らに通行料を支払うことになる。

(2) 物件2建物について

ア 外部について

- ・外壁、基礎、軒天に亀裂や損傷が見られた。
- ・屋根が錆びつき、雨樋の損傷が見られた。
- ・全体的に経年による外部の汚損等が見られた。

イ 内部について

- ・天井には、広縁の北側は雨漏り箇所を張り替えているところもあるが、その他にも雨漏り跡が見られた。浴室にはヒビが見られた。
- ・天井や内壁のクロスが剥がれかけていたり、内壁のクロスにヒビなどが入っている箇所が散見された。特に脱衣所前の内壁には大きな亀裂が見られた。
- ・台所の内壁に著しい汚損が見られた。
- ・床については、玄関前などにきしむ箇所が認められた。また、廊下に敷いてあるカーペットに飛び飛びのシミが見られた。
- ・和室10帖について、シロアリ被害と思われる中心付近の床が抜け落ちているほか、部屋全体が大きく傾斜しているのが見られた。
- ・全体的に経年による劣化及び汚損等が認められた。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年9月24日(火) 11:30-11:35	福島地方法務局若松支局	登記全部事項証明書交付申請(9月26日13:05-13:10受領)
令和6年9月24日(火) 15:10-15:25	物件所在地	占有調査、写真撮影 近隣居住者から事情聴取
令和6年10月8日(火) 10:00-11:50	物件所在地	立入現況調査、写真撮影 亡A相続財産管理人Cから事情聴取
令和6年11月2日(土) 15:20-15:40	執行官室	囲繞地共有者Dから電話による事情聴取
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和6年10月8日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

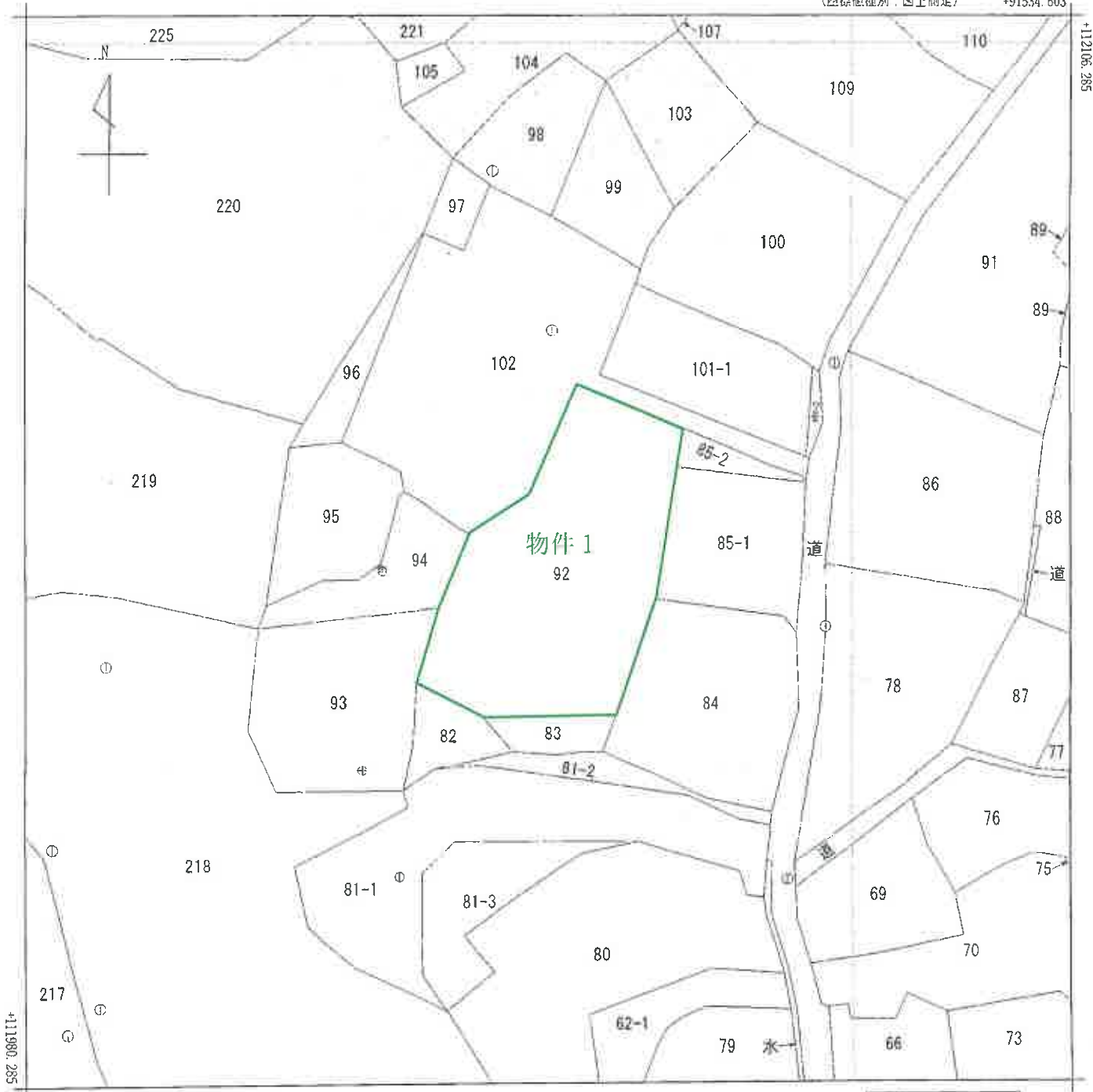
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

(座標値種別：図上測定)

+91534.603

+112106.285



+91409.603

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

常磐水野谷町千代鶴

請求部	所在	いわき市常磐水野谷町千代鶴				地番	92番			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年6月14日

福島地方方法務局いわき支局

登記官

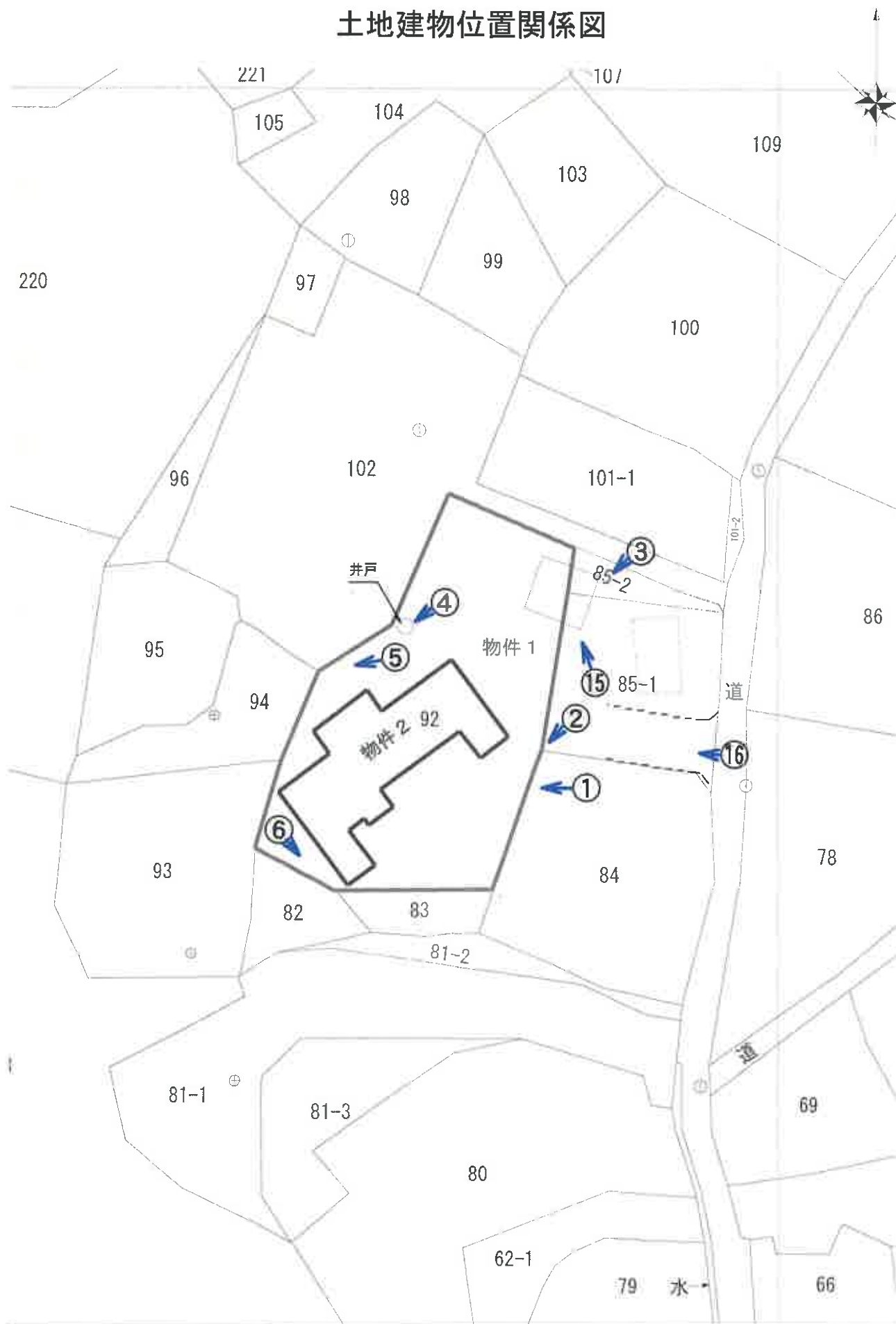
請求番号：11-2

(1/1)

7

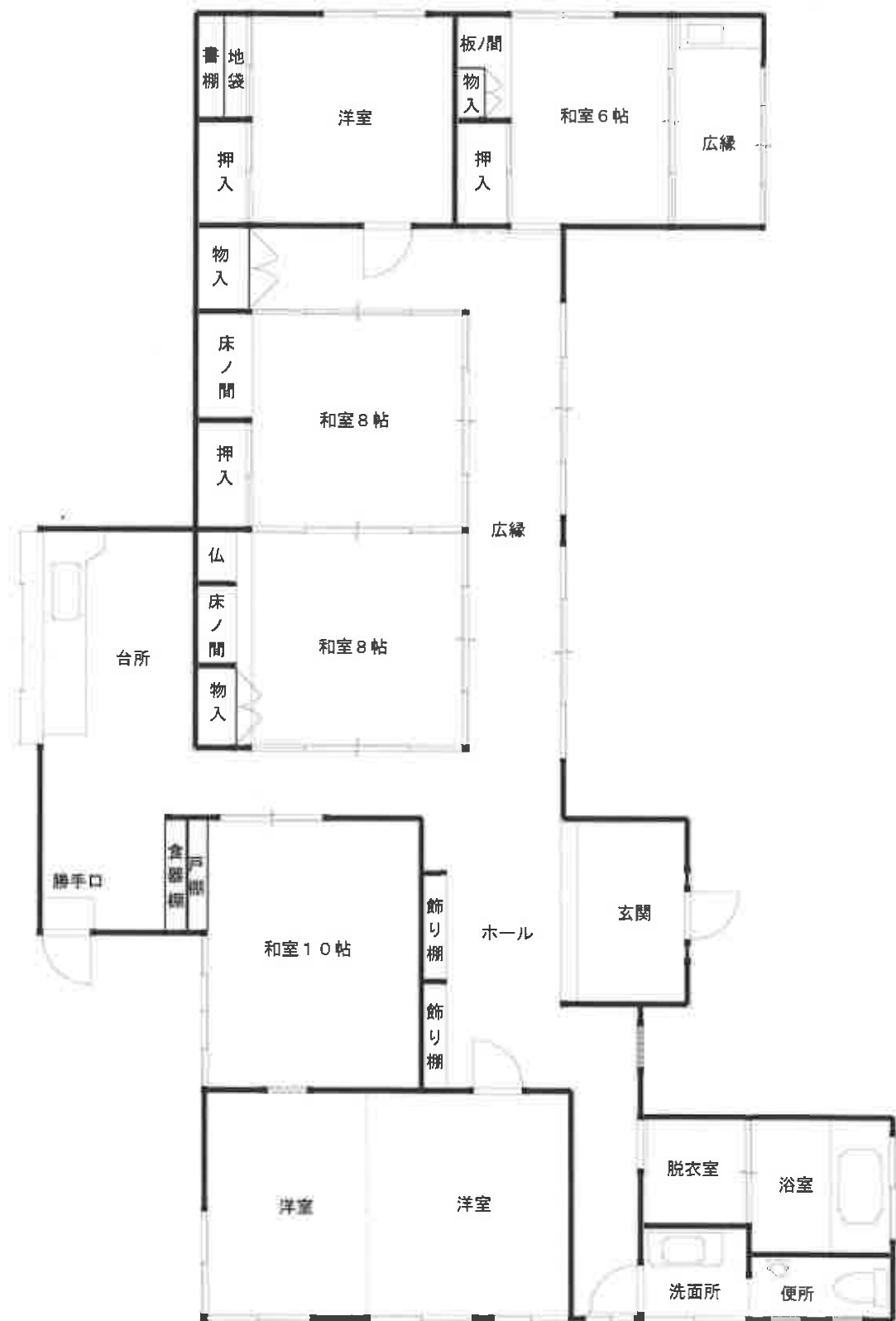
A3→A4縮小

土地建物位置関係図



←○写真撮影位置方向・写真番号

建 物 間 取 図



物件2



物件1

No. 1

物件2



84番

物件1

85番1

No. 2

物件2

工作物



85番1

物件1

85番2

No. 3

物件2

井戸



物件1

102番

No. 4

物件 2



物件 1

102番

No. 5

パイプの埋め込みで施工された土留め

83番

物件 2

82番

93番



物件 1

No. 6



物件2:和室8帖2部屋の状況

No. 7



物件2:台所の状況

No. 8



物件2:浴室の状況

No. 9



物件2:和室6帖の状況

No. 10



物件2:和室6帖南側広縁のミニキッチンの状況

No. 11



物件2:北東側洋室の状況

No. 12



物件2:和室10帖の状況

No. 13



物件2:南西側洋室2部屋の状況

No. 14

工作物



物件1

85番1

85番2
No. 15

物件2



84番

通路(85番1)

85番1

No. 16



令和6年(ケ)第26号
令和6年10月8日 現地調査
令和6年11月5日 評価

福島地方裁判所いわき支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉 村 英 博 印

第1 評価額

一括 価 格	
金6,290,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金3,910,000円
物件2（建物）	金2,380,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所 在 地 番 地 目 地 積	いわき市常磐水野谷町千代鶴 92番 宅地 777.00㎡	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	いわき市常磐水野谷町 千代鶴92番地 92番の3 居宅 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 191.40㎡	
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 常磐線「湯本」駅の東方約1.8km（道路距離、以下同じ。） 最寄バス停「関船上関」の北東方約800m 湯本三小まで約1.2km マルトSC湯長谷店まで約2.5km	
付 近 の 状 況	水野谷川と平行に走る市道沿いに一般住宅、共同住宅、事業所等 が建ち並び、その背後の傾斜地に戸建住宅や農家住宅が見られるほ か畑や山林も残された地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 埋 蔵 文 化 財 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 防火・準防火地域の指定なし 周知の埋蔵文化財包蔵地「千代鶴遺跡」の指定あり 水野谷地すべり防止区域
画 地 条 件	東西約30m、南北約40m、地積777.00㎡ 不整形、無道路地、概ね平坦	
接 面 道 路 の 状 況	東側に隣接する85番1を介して下記市道に接する。 東側 幅員約3m 舗装市道 （建築基準法42条2項）	
土 地 の 利 用 状 況 等	土地所有者が、目的土地上に物件2建物を所有し、占有している。 隣地は、低層一般住宅の敷地である。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 なし （注） 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本 管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常の費用で敷地内へ の引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた 周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等を いう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず 供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場 合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	① 隣接する83番、84番、85番1、85番2と一体利用されている。85番1、85番2には跨がって建つ工作物があり、83番、84番は庭の一部である。また西側と南側に簡易な土留めの工事が行なわれているが筆界に沿ってはいない。このような利用状況から現況の利用に基づいて筆界を明確に判定することはできない。 ② 目的物件及び周辺は土砂災害警戒区域（地滑り第326号水野谷）洪水浸水想定区域（浸水深0.5m未満）に設定されている。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和43年10月1日 新築 経 過 年 数：56年 経済的残存耐用年数：満了
仕 様	構 造：鉄筋コンクリート造 屋 根：陸屋根 外 壁：塗装、タイル 天 井：銘木合板、竿縁天井、化粧石膏ボード、クロス、塗装 ケイカル板 内 壁：京壁、クロス、タイル、プラスター、石張り 床：畳、カーペット、クッションフロア、タイル、石張り 設 備：電気・給排水衛生設備 その他：
床 面 積 (現 況)	191.40㎡ *登記と概ね合致。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：別添間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の 状 態	劣る
建物の利用 状 況	建物所有者以外のもの（被相続人の妻）が、住居として使用している。
特記事項	① 占有者が建物の一部を利用している状況で、全体については通常の維持管理がなされていない。 ② 外壁塗装の亀裂、損傷、天井の雨漏り跡、床のたわみ、シロアリによるものと思われる床の落下、その他汚損・損傷が多数見られる。 ③ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	25,700	0.62	777.00	0.90	11,140,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価調査 いわき-39

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準とした価格} \\ 39,800\text{円/㎡} & \times & 99.4 / 100 & \times & 100 / 102 & \times & 100 / 151 & = & 25,700\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：102%（方位）

◇地域格差：街路条件：103%（幅員）

交通接近条件：100%

環境条件：140%（地盤地勢、画地配置規模、土地の利用度）

行政的条件：105%（埋蔵文化財、地すべり防止区域）

格 差 率：151%

イ 個 別 格 差：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：60%（無道路地、形状）

行政的条件：100%

その他の条件：104%（通行権）

格 差 率：62%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	260,000	191.40	0.01	500,000

ウ 現 価 率 :

- | | |
|------------------|-----|
| a 経過年数 | 56年 |
| b 経済的残存耐用年数 | 0年 |
| c 観察減価及び中古物件の市場性 | 80% |
| d 残価率 | 5% |
| e 現価率 | 1% |

$$e = \left\{ d + (1 - d) \times \frac{b}{a + b} \right\} \times (1 - c)$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	11,140,000	1.00	0.35	法定地上権	3,900,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲 : 物件1の土地の全範囲とした。

ウ 土 地 利 用 権 等 割 合 : 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ) ×ウ×エ×オ
1	11, 140, 000	- 3, 900, 000		0. 90	0. 60	3, 910, 000
2	500, 000	+ 3, 900, 000		1. 00	0. 90	0. 60
一括価格（合計）						6, 290, 000

ウ 占有減価修正 : 特にない。

エ 市 場 性 修 正 : この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、無道路地であることを理由により、さらに市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競 売 市 場 修 正 : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 いわき-39

所 在 : いわき市常磐下船尾町宮下19番27
価 格 : 39,800円/㎡
位 置 : 「湯本」駅まで道路距離で約2.1km
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 164㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 西側6m私道
用 途 指 定 等 : 市街化区域
第2種住居地域
建ぺい率 60% 容積率 200%
地 域 の 概 要 : 県道背後に小規模一般住宅が多い住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 : 11,513,586円

物件2 : 4,853,523円

第7 附属資料

位 置 図
案 内 図
公 図 写
各階平面図・建物図面写
土地建物位置関係図
建物間取図

以 上



目的物件

船町

位置図

N



縮尺1/10000

「いわき市役所（都市計画図）」

案内図

N



縮尺1/2500

「いわき市役所（都市計画図）」

湯本第三小学校

•35.8
グラウンド

物件1・2

代鶴

梅林寺

いわき市
水野谷集会所

水野谷川

常磐水野谷町

公 図 写

(座標値種別：図上測)

N

縮尺1/500

219

95

93

218

81-1

81-3

80

62-1

79

水

66

221

105

104

107

109

103

98

99

100

96

102

101-1

85-2

85-1

道

86

物件 1

83

84

78

82

81-2

道

69

①

①

①

①

①

①

①

①

①

(座標値種別：図上測定)

本図面は、土地の区画を明確にし、不動産登記法所定の地図が備え付けられずまでの間、これに代わるものとして備え付け

地

登記年月日：昭和49年3月20日

令和6年6月14日 福島地方支庁いわき支局

登記官

請求番号：11-3

0388520

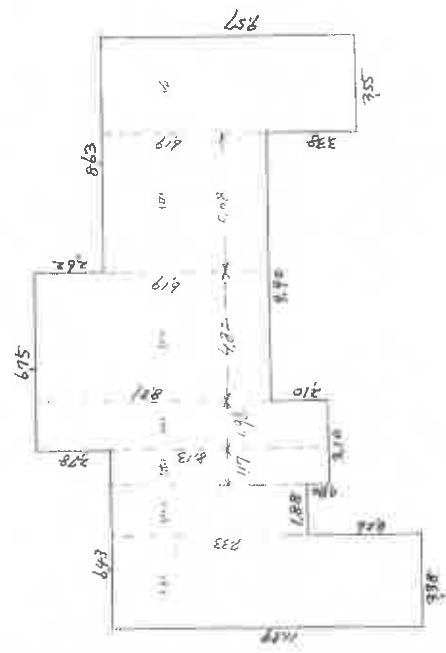
家屋番号

92-3

建物の所在

いわき市常磐水野岩町千代館92番地

建各階平面図



求積
1. $355 \times 957 = 339735$
2. $508 \times 619 = 314452$
3. $482 \times 881 = 424442$
4. $193 \times 1091 = 210563$
5. $117 \times 813 = 95121$
6. $188 \times 733 = 137804$
7. $338 \times 1159 = 391792$
計 1914059

床面積 1914059

縮尺

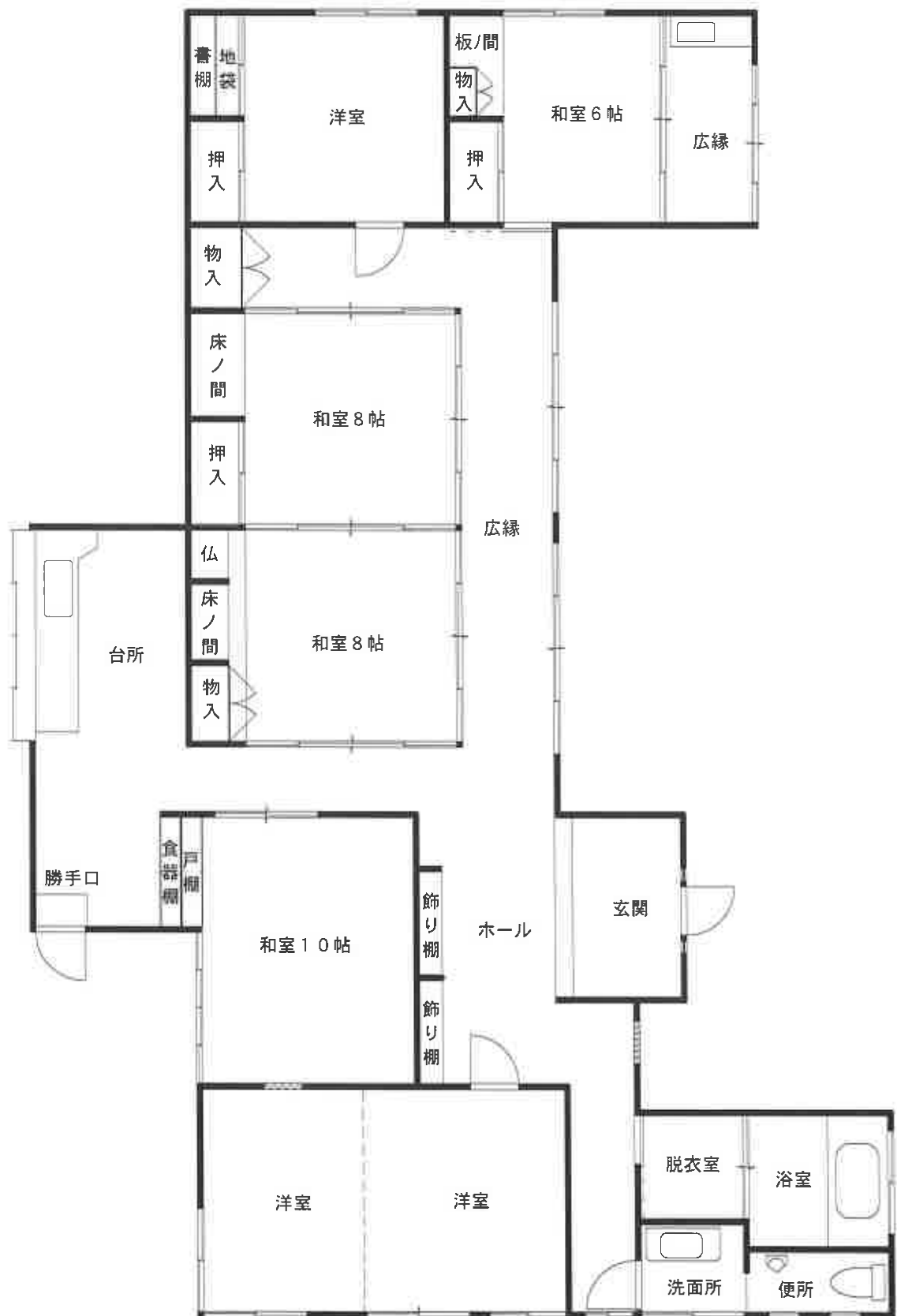
1/200

1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

A3をA4に縮小

建 物 間 取 図



土地建物位置関係図

